

窓口業務の土曜日開庁について

1 趣旨

近年、核家族化の進展や共働き世帯の増加など様々な要因により市民のライフスタイルが大きく変化している。

こうしたことから、市役所の窓口業務に対しても、休日の開庁等についての市民要望が高まりつつある。

そこで土曜日を開庁することにより、休日でなければ来庁できない市民への来庁機会の拡大を図るとともに、休日明けの月曜日に集中する来庁者を平準化し、窓口の混雑緩和を図ることで、より一層の窓口サービスの向上を実現するもの。

2 開庁場所

- ・ 市役所本庁舎1階

3 開庁日及び時間

- ・ 毎月第2・4土曜日、午前8時30分～12時00分
(当該日が祝日にあたる場合も開庁する。)

4 開始時期

- ・ 平成20年4月(4月12日～)

5 開庁窓口及び取扱業務

(1) 戸籍住民課

- ・ 転入・転出・転居届、戸籍届、印鑑登録、外国人登録、各種証明書の発行など平日と同様業務

(2) 国民健康保険課

- ・ 国民健康保険加入・脱退業務、給付関係の申請業務、納税相談(窓口納付)など平日と同様業務

(3) 国民年金課

- ・ 国民年金資格取得届及び保険料免除申請書等の預かり

(4) こども育成課

- ・ 児童扶養手当関係業務(認定申請書、転入届の受理、異動届の受理、児童扶養手当証書の再発行)など

但し、他の市町村や社会保険事務所等への確認が必要なもの及び住民基本台帳ネットワークシステムに関連する業務を除く。

担当：戸籍住民課調整チーム
内線 2539